

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージについて

令和5年8月8日
第2回マイナンバー情報
総点検本部資料(抜粋)

- 総点検の「中間報告」にあわせ、保険証一体化検討会の「最終とりまとめ」の内容も踏まえ、今後の再発防止対策と国民の信頼回復に向けた対応を、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」としてとりまとめ。
- マイナンバー制度及びマイナンバーカードに対する信頼確保に向け、政策パッケージを着実に実施していく。

1. 総点検に関する中間報告

- ① 調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関
- ② マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果
- ③ 個別データ総点検の実施方法等
 - ・ 誤った紐付けの修正
 - ・ 情報漏洩の有無に関する調査
- ④ 総点検実施機関への支援
- ⑤ マイナポータルを活用した確認の推進
 - ・ 自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認

2. 再発防止対策

- ① マイナンバー登録事務に関する横断的ルールの策定
 - ・ 各種申請時におけるマイナンバーの記載の義務化
 - ・ マイナンバー登録に係る事務に関する横断的なガイドラインの策定と徹底
- ② マイナンバーの照会方法の改善
 - ・ J-LISにマイナンバーを照会する場合には、原則4情報での照会
- ③ マイナンバー登録事務のデジタル化
 - ・ マイナンバーカードからマイナンバーを取得し、人手を介さずに登録を行うことが出来る仕組み作りの実施と普及

3. 国民の信頼回復に向けた対応

- ① 健康保険証との一体化への移行のあり方
 - ・ 資格確認書の交付と利用方法
- ② マイナンバーカード取得の円滑化
 - ・ 国民のニーズに対応したカード取得に向けた環境整備（特急発行・交付の仕組みの構築、福祉施設・支援団体向けのマイナンバーカードの取得・管理にかかるマニュアルの策定、暗証番号の設定が不要なカードの交付、郵便局窓口を活用した申請の実施など）
- ③ マイナ保険証の利用の促進
 - ・ マイナ保険証を実際に使ってもらうための広報・促進策
- ④ マイナ保険証のデジタル環境の整備
 - ・ マイナ保険証のスマホ搭載の推進
 - ・ 電子処方箋の普及
 - ・ 次期マイナンバーカードへの移行
 - ・ 病院の読み取り機の増設及び読み取り精度の向上
- ⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり
 - ・ 過去の健康・医療データに基づいたより質の高い医療の推進
 - ・ 多剤重複投薬・併用禁忌の防止
 - ・ 転職時・転居時等の保険証の切り替えや更新が不要化
 - ・ 低い窓口負担
 - ・ 電子処方箋の普及（再掲）

1. 総点検に関する中間報告

マイナンバー総点検の進め方

令和5年8月8日
第2回マイナンバー情報
総点検本部資料(抜粋)

- 6月21日 第1回マイナンバー情報総点検本部
- 7月中 マイナンバーの紐付け作業の実態把握の調査
紐付け方法の確認結果を踏まえ、個別データの点検が必要な対象機関の整理
- 8月8日 マイナンバー情報総点検本部にて、健康保険証・共済年金の紐付け誤りの点検結果を公表するとともに、個別データの点検対象を政策パッケージと併せて発表。
- 8月9日～ デジタル庁が司令塔となり、制度所管省庁が紐付け実施機関と具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等について協議
- 8月中下旬 個別データの点検に本格的に着手
↓
定期的に個別データの点検の進捗状況について公表（概ね月に1回）
原則秋 個別データの点検作業終了
(※個別の自治体名を公表するものではない)

(総点検終了後の今後の取組み)

- 住基システムと自動連携していない自治体事務について、人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う。
※住基システムと自動連携している場合であっても、住登外者を対象とした同様の取組みを行う。
- 医療保険、障害者手帳以外の自治体事務について、秋以降に、各事務の運営の実態を踏まえ、原則1年以内に、その初回の確認の取組みを行う。

1. 総点検に関する中間報告

マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果 i) 健康保険証の紐付け誤り

令和5年8月8日
第2回マイナンバー情報
総点検本部資料(一部加工)

1. 点検概要

(対象) 全保険者

- (点検事項) ・ J-LIS照会により個人番号を取得する際、厚生労働省が示している基本的な留意事項とは異なる方法で事務処理をしていなかったか
- ・ 該当データについて正しい個人番号が登録されているか

【令和5年5月23日依頼/報告期限7月末】

2. 点検結果

- 全3,411保険者のうち、1,313団体において、総計約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施。約1,515万件の確認作業を完了。【8月1日現在】
- ※1 残る55万件(すでに転職や転居により被保険者資格を喪失した方に係るデータ等)は、現在ご本人等に確認中。
- 異なる個人番号が登録された事例：1,069件確認(点検データの約0.007%。すべてオンライン資格確認等システムの閲覧を停止済)うち、771件について、オンライン資格確認の実施機関(社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)によるアクセスログの確認を完了し、薬剤情報等が閲覧された事例5件を確認※2。

※2 現在、保険者において事実関係を最終確認中。

(参考) オンライン資格確認の運用開始から令和5年5月22日までに判明した、保険者から異なる個人番号が登録された件数

	保険者から異なる個人番号の登録が判明した事例	うち、薬剤情報等が閲覧された事例
令和3年10月～令和5年5月22日※3	7,372件	10件

※3 令和5年6月13日に、令和4年12月から令和5年5月22日までの間に確認した事例を公表。

※4 オンライン資格確認の利用件数 計約13.2億件(5月末まで)

オンライン資格確認における登録データの正確性の確保

1. 新規の誤り事案の発生を防止

(1) 新規登録データの正確性確保

- 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化【省令改正:6/1施行】
- やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行うこと明確化【通知改正:6/1施行】

(2) 新規登録データの全件チェック

- 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修を行い、来年度から実施予定】

2. 登録済みデータの点検

(3) 全保険者による点検【新規】 ※ 5月23日厚生労働大臣より表明

- 全保険者に対し、漢字氏名や住所を確認せずに、3情報一致により個人番号を取得するなど、加入者のデータ登録等を行う際の**本来の事務処理要領と異なる方法**で行ったことはなかったか**点検を要請**。該当する加入者情報がある場合には、J-LIS照会による5情報の一致等の確認を行うこととし、**6月末までに作業状況の報告を、7月末までに作業結果の報告を**求める。

(4) 登録済みデータ全体のチェック【新規】 ※ 5月23日厚生労働大臣より表明

- 登録済みデータ全体を対象に5情報についてJ-LIS照会を行い、異なる個人番号が登録されている疑いがあるものについて、**本人に送付する等により確認を行う**。

保険資格データが未登録である医療保険加入者について

令和5年8月24日第166回社会保障審議会
医療保険部会資料(9月7日修正)

課題とこれまでの取組

- 保険者による保険資格データとマイナンバーの紐付け作業は平成29年から開始されたが、オンライン資格確認の本格運用前(令和3年8月)の段階でも、**保険資格データが未登録となっている加入者が協会けんぽで約92万人存在。**
- こうした未登録者が生じる主な要因は、以下の3つ。
 - ① **資格取得時にマイナンバーの提出がなく、届出情報(漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所)も住民基本台帳情報と一致しないため、保険者においてJ-LIS照会を行っても、マイナンバーが取得できない場合**
 - ② **就職・転職による健康保険の資格取得時において、保険者でのデータ登録の手続き中の場合**
 - ③ **海外駐在員などの海外在住者や、入国直後でマイナンバーがそもそも付番されていない場合**
- 上記の未登録者のうち、①の**カテゴリーの解消に向け**、保険者において、事業主に対し、マイナンバーの提出を重ねて求める等の取組を行うとともに、新規の未登録者の発生を防ぐため、本年6月には、
 - ・ 新たな資格取得の届出について、被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化
 - ・ やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所により照会を行うことを明確化したところ。
- その結果、**本年8月段階で、協会けんぽでは本年6月の登録事務の強化前からの未登録者が約33万人(改正後の約3万人と合わせて計約36万人)まで減少。**
⇒ 被用者保険及び国保組合の全保険者では、登録強化前からの未登録者が約**5864**万人(加入者全体の**0.70=8%**)(改正後の約**13**万人と合わせて計約**7177**万人)
- 来年秋に保険証を廃止するに当たり、まずは、緊急的な対応として、全保険者による登録済みデータの点検作業を進めてきたところであるが、概ね作業を終えたことから、今後、①のカテゴリーの方について速やかに未登録の解消を図っていく。

今後の対応

被用者保険、国保組合の全保険者に対し、速やかに以下の取組を行うよう要請。

- マイナ保険証を利用する国民目線に立って、速やかに対応するため、**来月から順次、未登録者に向けて、データが未登録であることをお知らせし、11月末までを目途に、未登録者からマイナンバー等を提出いただき登録作業を行う。**
- ※ 併せて、マイナポータルを確認することにより、自身のデータがシステムへ登録されているか、保険証利用登録が完了しているかを確認することができること等について、厚生労働省や保険者のホームページ等で周知
- ※ マイナンバー等の提出にご協力いただけない場合は、資格確認書で対応

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ マイナ保険証関連の主な事項

1. マイナ保険証を保有しない方への対応等	2. 登録データの正確性の確保	3. その他
<p>○資格確認書の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当分の間、マイナ保険証を保有しない全ての方へ申請によらず交付 ・マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者等について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付 ・有効期間は、5年以内で保険者が設定。 ・様式も、サイズや材質など、現行の実務・システムを活用 <p>○発行済みの保険証の経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大1年間有効であり、国保等の保険者で、今後発行する保険証の有効期間の設定等において適切に対応 <p>○ご自身で選べる仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証の利用登録解除を任意でできるよう、システム改修 	<p>○新規データ取得時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得届へのマイナンバーの記載義務を明確化（6/1より） ・やむをえずJ-LIS照会でマイナンバーを取得する際には、漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所により照会（6/1より） <p>○登録済みデータの総点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全保険者で、事務処理方法を点検し、本来とは異なる方法で取得したデータが誤っていないか点検（8/8公表） ・登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、誤登録の疑いがあるものは本人に送付する等により確認 <p>○タイムラグ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者は、事業主による届出から5日以内にデータを登録（6/1より） 	<p>○医療機関のトラブルへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な自己負担割合で受診できるよう取扱いを明確化（8/1より） ・データ登録状況を通知する仕組みの構築 ・カードリーダーの読み取り時のトラブルなどの改善 <p>○被保険者番号等のお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険証の廃止に伴い、氏名、被保険者番号等を記載した資格通知を送付 <p>○高齢者施設等での取扱いの整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等でのカードの管理についてマニュアルを作成 <p>○修学旅行時の資格確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルのプリントアウトや資格通知のコピーの提示が考えられることを周知 <p>○訪問診療・訪問看護・訪問服薬指導をはじめ、柔道整復、あん摩はりきゅうの施術所、特定健診実施機関等でのオンライン資格確認の実施</p>

令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

< 従前の方針案と課題 >

< 対応案 >

対象者・交付方法

- 原則、本人の申請に基づき交付
※現在は、加入者全員に保険証を交付
- 要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



- 当分の間、**マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付**
⇒ **加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付**
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

有効期間等

- 1年間を上限
 - ・保険者の実務への影響大（現行の保険証）
被用者保険：原則有効期間なし
地域保険：2年の保険者もあり
 - ・被保険者の更新手続き負担大
（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）



- 現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止
⇒ **5年以内**で保険者が設定（更新あり）
- 様式も、現行の実務・システムを活用
⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）
材質：紙、プラスチック

3. 国民の信頼回復に向けた対応

令和5年8月8日
第2回マイナンバー情報
総点検本部資料(一部加工)

① 健康保険証との一体化への移行のあり方

- 全ての被保険者が、安心して確実に必要な保険診療を受けられるよう、**資格確認書について**、当分の間、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方については、**本人の申請によらず保険者が交付する運用とする**。また、その**有効期間は、5年以内で、各保険者が設定**。

② マイナンバーカード取得の円滑化

- 新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、**申請から1週間以内（最短5日）で交付できる特急発行・交付の仕組みの構築等に取り組む**。
- 本年8月に「**福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル**」を策定。マニュアルに基づいた取組の普及に努め、**介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付を推進**。
- 認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう、**暗証番号の設定が不要なカードの交付を可能とする**。関係団体の意見を踏まえつつ、**本年11月頃に交付開始することを目指す**。
- 住民が最寄りの郵便局でカード申請・交付の手続きをできるよう**郵便局窓口を活用した申請受付の実施を推進**。自治体が早期にサービスを開始できるよう、**標準的な業務フローの周知等、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施**。

③ マイナ保険証の利用の促進

- 更に多くの国民の方々にマイナンバーカードを健康保険証として実際に使っていただき、そのメリットを実感していただけるよう、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の**デモ体験や周知動画による広報等をさらに促進**。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

令和5年8月8日
第2回マイナンバー情報
総点検本部資料

④ マイナ保険証のデジタル環境の整備

- ・ マイナンバーカードの健康保険証としての利用に加えて、生活保護の医療扶助や自治体による子どもの医療費助成制度、診察券としても利用できる取り組みを進め、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。
 - ・ 医療費助成制度：2023年度（令和5年度）中に、デジタル庁で自治体と医療機関を連携するプラットフォームを整備し、希望する自治体での実現を目指す。その上で、早期の全国展開を図る。
 - ・ 診察券：オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関等では、マイナンバーカードを診察券として代用することが仕組みとして可能であり、実際に活用する医療機関も出てきている。
⇒ 好事例を周知し、普及を進める。
- ・ 本年1月に運用を開始した電子処方箋について、オンライン資格確認を導入したおおむね全ての医療機関・薬局に対し、2025年（令和7年）3月までに導入することを目指し、支援を充実する。
- ・ マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォンへの搭載は、まずandroid端末について、本年5月から開始。iOS端末についても、搭載実現に向けた働きかけを進める。
⇒ この仕組みを活用し、スマートフォンでの健康保険証利用の仕組みの導入を進め、スマートフォン一つで診療を受けられる環境整備を目指す。
- ・ 2026年（令和8年）中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指す。
⇒ 券面記載事項や電子証明書の有効期間の延長等について検討を行い、マイナ保険証としての利便性の向上を図る。
- ・ 病院における顔認証付カードリーダー端末の増設を図ることとし、そのための支援を行う。また、カードリーダーの読み取り精度の向上等、UXの改善を図る。

3. 国民の信頼回復に向けた対応

令和5年8月8日
第2回マイナンバー情報
総点検本部資料

⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり

- ・ **患者本人の受診履歴に基づいた質の高い医療の実現の観点**
 - ・ 患者本人は、自身の薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と同意取得により提供される過去の健康・医療データに基づいた、より適切な医療を低い窓口負担で受けることができる。今後、電子処方箋が普及していくことで、複数の医療機関・薬局におけるリアルタイムでの処方・調剤情報の共有が可能となり、多剤重複投薬・併用禁忌の防止など質の高い医療の実現がより実効的に図られる
 - ・ 医療機関・薬局は、患者から問診票等で聞き取るよりも正確かつ効果的にデータを確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を効率的に提供することができる
- ・ **効率的な医療システムの実現の観点**
 - ・ 医療機関・薬局や保険者は、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による電子的かつ確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができ、なりすましによる受診のリスクや手入力による事務負担の軽減、及び資格喪失後の健康保険証の使用等による過誤請求に係る事務処理負担や医療機関・薬局の未収金が減少する
 - ・ 患者にとっては、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除されるとともに、転職時・転居時等の保険証の切替えや更新が不要となる
- ・ **政府は、これらのメリットをより丁寧に伝え医療現場及び国民に一層の浸透を図っていくとともに、今後、医療費の増大が見込まれる中では、重複投薬や多剤投与の是正等、医薬品の適正使用を推進することが重要であることも踏まえ、実効的な仕組みづくりを進める。**医療現場の声を伺いながら、医療DXの推進により、まずは電子処方箋の普及に努めるとともに、将来的には、検査結果等の電子カルテ情報の共有やPHRとしての保健・医療・介護の情報のマイナポータルを通じた一元的な把握など、医療現場にとっても患者本人にとっても更にメリットを感じられるような、質が高く効率的な医療の実現を目指す。
- ・ **オンライン資格確認の運用に係る実務上の課題を積極的に把握し、一つ一つの課題を洗い出して具体的な対応策を着実に実施していく。**

マイナンバーカードによるオンライン資格確認が行えない場合の対応

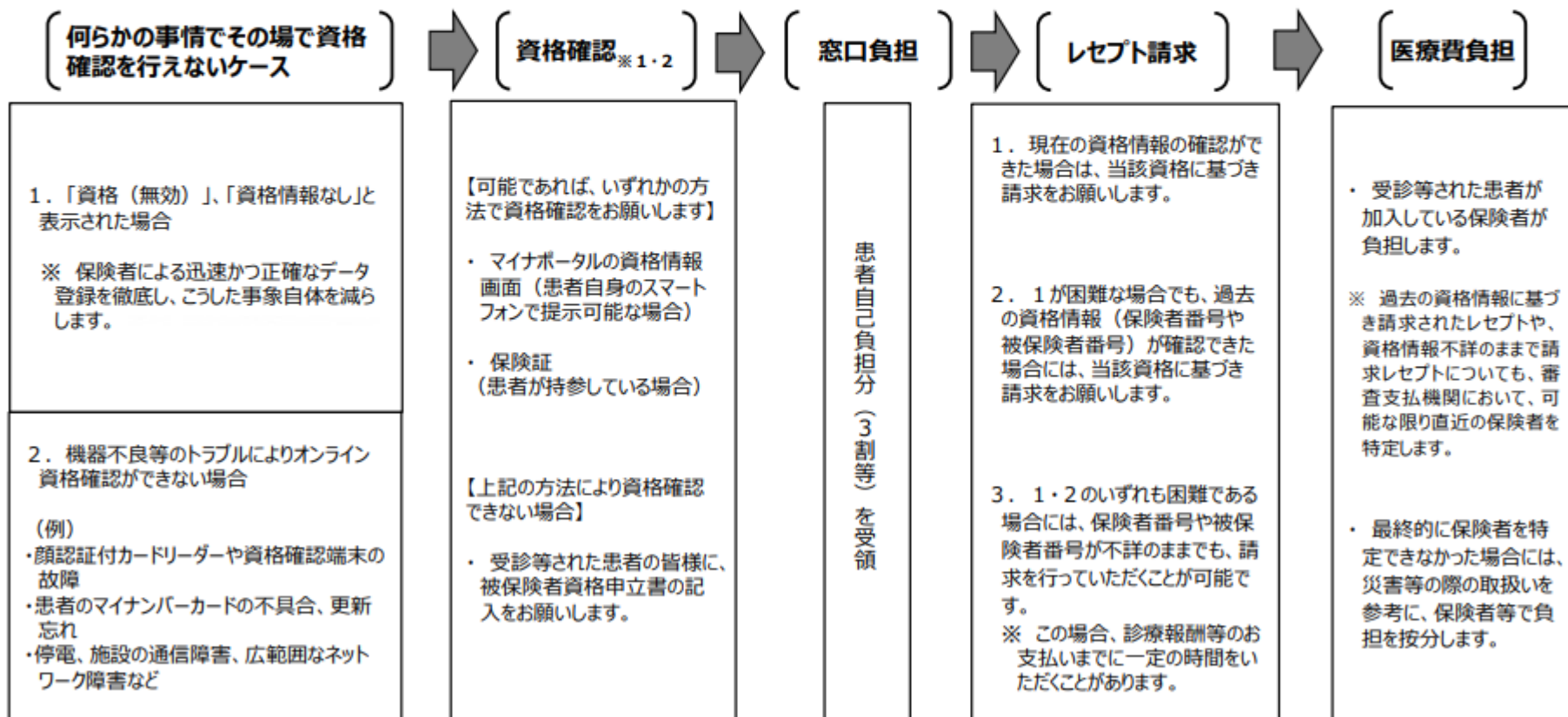
保険料を払っておられる方が必要な自己負担（3割分等）で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

【患者の皆様へのお願い】

- 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

【医療機関・薬局へのお願い】

- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。



※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。

※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。